

書面等の電磁的方法による交付等（立花エクスプレス）に係る利用規定

第1条 規定の趣旨

この規定は、立花証券（以下「当社」といいます。）が、第3条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付または同意の記録に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社等の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供または同意の記録を行う場合における方法等（以下「電子交付等」といいます。）を定めたものです。

第2条 電子交付等の適用範囲

電子交付等の適用範囲は、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社または当社が契約するデータセンターで運営される当社ホームページ上のお客様ページ（ユーザーID、パスワード入力後のお客様専用ページをいいます。以下「お客様ページ」といいます。）にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに同意または確認に関する記載事項を記録し、お客様の閲覧に供し、同意または確認に関する事項を記録する方法により行います。

第3条 対象書面

電子交付等の対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則等（以下「関係法令諸規則等」といいます。）において電磁的方法によりお客様に対し電子交付等が認められている書面、ならびに当社とお客様の権利、義務に関する書類のうち、当社が以下に定めるものとします。

- (1) 取引報告書
- (2) 取引残高報告書
- (3) 取引決済報告書
- (4) 特定口座年間取引報告書
- (5) 上場株式配当等の支払通知書
- (6) NISAに関するお客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ
- (7) 上場有価証券等書面
- (8) 契約締結前交付書面
- (9) 目論見書（目論見書補完書面）
- (10) 最良執行方針
- (11) 各種取引口座設定約諾書
- (12) 各種取引確認書
- (13) 各種取引口座約款

- (14) 各種取引口座説明書
- (15) 取引総合規定集
- (16) その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

第4条 電子交付の方式

- 1 電子交付等による対象書面の記載事項は、Portable Document Format（以下「PDF」といいます。）または Hyper Text Markup Language（HTML）の形式により提供します。
- 2 前項の形式による閲覧は、お客様の使用に係るコンピューターのOS、WEBブラウザ等が当社の推奨する環境に適合していることを前提とします。
- 3 前々項のPDF形式による対象書面を閲覧するには、Adobe Acrobat Reader等のPDFファイル閲覧用ソフトおよび当社が推奨するバージョン以上のインターネット閲覧ソフトを必要とします。

第5条 電子交付等の承諾

お客様は、総合取引口座開設時またはお客様ページで本規定の内容を承諾いただくものとします。なお、この同意は、原則として、対象書面すべてについて行うものとします。

第6条 お客様による電子交付等の終了

お客様が電子交付等を承諾されなくなった場合、本規定によるお客様と当社との取り決めは、終了したものとします。なお、この場合、既に電子交付等により提供した対象書面については、書面で交付することはいたしません。

第7条 当社都合による対象書面の書面による例外交付

お客様が電子交付等を承諾された後であっても、関係法令諸規則の変更、監督官庁の指示、または当社の都合により、対象書面を電子交付によらず書面により交付する場合があります。

第8条 お客様ページで確認できる事項

お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を確認できるほか、申込状況、交付履歴を確認できます。

第9条 電子交付等の記録日

電子交付等により対象書面をお客様ページに記録する日（以下「記録日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の記録日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

第10条 電子交付等の利用期間中の取扱い

当社は、電子交付等のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付は行いません。従って書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。

第11条 電子交付等の内容の変更

当社は、契約適用日、記録日など、電子交付等の内容について、電子交付等を承諾されたお客様のご利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホ

ームページ上への掲載または電子メールにより通知し、お客様に変更内容を明示することにより、お客様の同意を得ることなく、電子交付等の内容を変更できるものとします。

第12条 免責

- 1 当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害について、その責任を負わないものとします。
- 2 第7条の事由により交付時期の遅延等の不都合が生じた場合
- 3 通信回線、通信機器、コンピューター等のシステム機器の障害、瑕疵ならびに第三者による妨害、侵入、もしくは情報改変等によって生じた伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合

2025年1月
以上